

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年9月26日認可した。

平成26年10月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）二面地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）竹生地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）入部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）木ノ下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）夫婦上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）木庄地区